

## 教育における地方分権の推進に関する調査結果の概要

- ・ 本調査は、「教育における地方分権の推進に関する研究会」において実施したものである。
- ・ 実施期間は、平成18年9月6日(調査依頼日)から10月31日(最終回答到着日)であり、全国802市中、**748市(全市の約93%)**から回答があった。
- ・ 調査結果の概要については、下記のとおりである。

### 1. 教育行政における地方分権について

**設問** 現在、教育行政において、国と地方は、対等・協力の関係になったと思いますか。

ア. そうなったと思う	1 市	0.1 %
イ. そうなりつつあると思う	122 市	16.3 %
ウ. そうなっていないと思う	416 市	55.6 %
エ. 期待した程なっていないと思う	199 市	26.6 %
オ. その他	10 市	1.4 %

教育行政において、国と地方との対等・協力関係について、「ウ. そうなっていないと思う」、「エ. 期待した程なっていないと思う」が82%を占めている。

## 2. 権限の移譲について

**設問** 教育における地方分権を推進する上で、次のうち、どの権限が貴市へ移譲されるべきと考えますか。(複数回答可)

ア. 教職員人事権(政令市には既存)	395 市	52.8 %
イ. 給与負担	133 市	17.8 %
ウ. 学級編制権	454 市	60.7 %
エ. 教職員定数権	404 市	54.0 %
オ. 研修権(政令市・中核市には既存)	174 市	23.3 %
カ. 権限移譲については、今後の検討課題としている	166 市	22.2 %
キ. 特に考えていない	7 市	0.9 %
ク. その他	28 市	3.7 %

回答数が最も多かったものは、「ウ. 学級編制権」であり、全体の6割を占めている。

次に多かったのは、「エ. 教職員定数権」の54%、「ア. 教職員人事権」の52.8%であり、上位3項目が拮抗している。

3. 教育委員会について  
 (1) 市教育委員会について

**設問** 本会の「教育行政については、教育委員会を設置して行うか、市町村長の責任の下で行うか選択可能な制度とすべき」との主張について、どう考えますか。

ア. 市教育委員会を廃止するべきである	46 市	6.2 %
イ. 選択可能な制度とするべきである	410 市	54.8 %
ウ. 現行制度を維持するべきである	258 市	34.5 %
エ. その他	34 市	4.5 %

「ア. 市教育委員会を廃止するべきである」との回答と「イ. 選択可能な制度とするべきである」との回答を合わせると、回答市長の6割以上が、制度改革が必要と考えている。

「その他」の意見は、下記のとおりである。教育委員会の職務権限の見直しが必要との意見が最も多い。

・ 教育委員会の職務権限の一部を市町村長に移行すべき。	11 市
・ もっと議論を深めるべき。	8 市
・ 市長の意向が反映できるシステムの構築が必要である。	3 市
・ 地域の実態を踏まえ、抜本的な改革が必要である。	2 市
・ 広域での教育委員会の設置が可能な制度とすべき。	1 市
・ まずは権限移譲を最優先に取り組む。それにより市教育委員会の活性化が図られるのではないが。	1 市
・ 執行にあたる教育長を合議制である教育委員会から外すべき。	1 市
・ 考え方や取組目標を明示し、選考委員会などで投票して決める等の制度が必要である。	1 市
・ 教育行政を市町村長の責任の下で行うのであれば、中立・継続を保障する別の機関の設置が必要。二者択一は困難。	1 市
・ 教育基本法の改正が先である。	1 市
・ 今後検討。	2 市

## (2) 都道府県教育委員会について

**設問** 都道府県教育委員会について、どう考えますか。

ア. 都道府県教育委員会を廃止すべきである	153 市	20.5 %
イ. 現行制度を維持すべきである	411 市	54.9 %
ウ. その他	184 市	24.6 %

現行制度の維持が55%、都道府県教育委員会の廃止及びその他が45%と拮抗している。

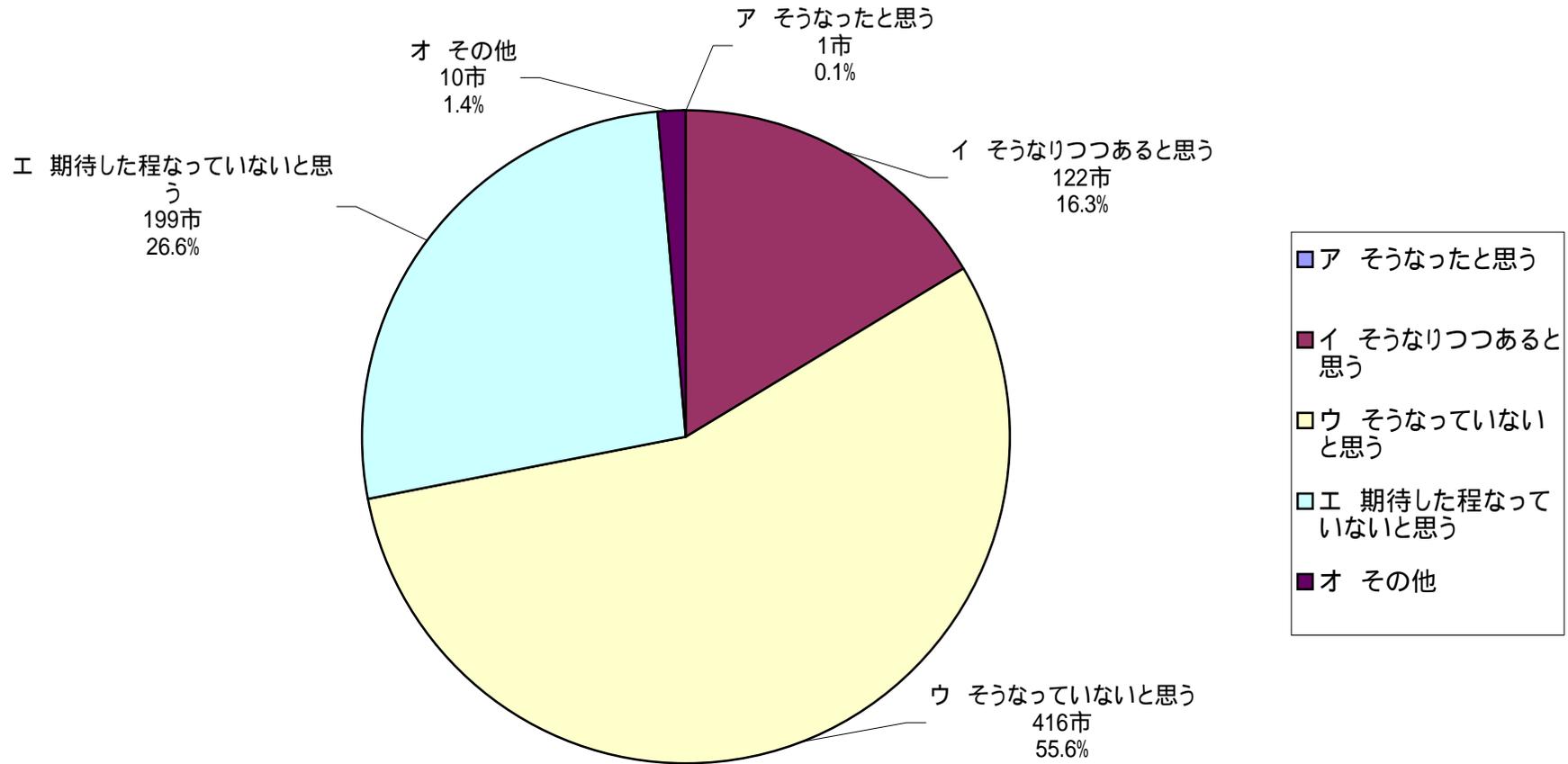
「その他」の主な意見は、下記のとおりである。市町村への権限移譲を進め、都道府県教育委員会を縮小すべきとの意見が最も多かった。

・ 市町村への権限移譲を進め、都道府県教育委員会を縮小する。	50 市
・ 在り方の検討を含め、もっと議論を深めるべき。	18 市
・ 選択可能な制度とすべき。	15 市
・ 市町村への権限移譲を進め、段階的に都道府県教育委員会を廃止する。	11 市
・ 道州制を視野に入れた検討が必要である。	6 市
・ 都道府県立高等学校の管理等のために存続する。	6 市
・ 教育委員会と知事部局との役割分担を行うなど、教育委員会の所管の見直しを図る。	4 市
・ 都道府県と市町村とで共同の広域連合的な組織を編成する。	1 市
・ その他(存廃を述べる立場にない、わからない、どちらとも言えない等)	44 市

# 1. 教育行政における地方分権について(全体)

全市802市中748市から回答

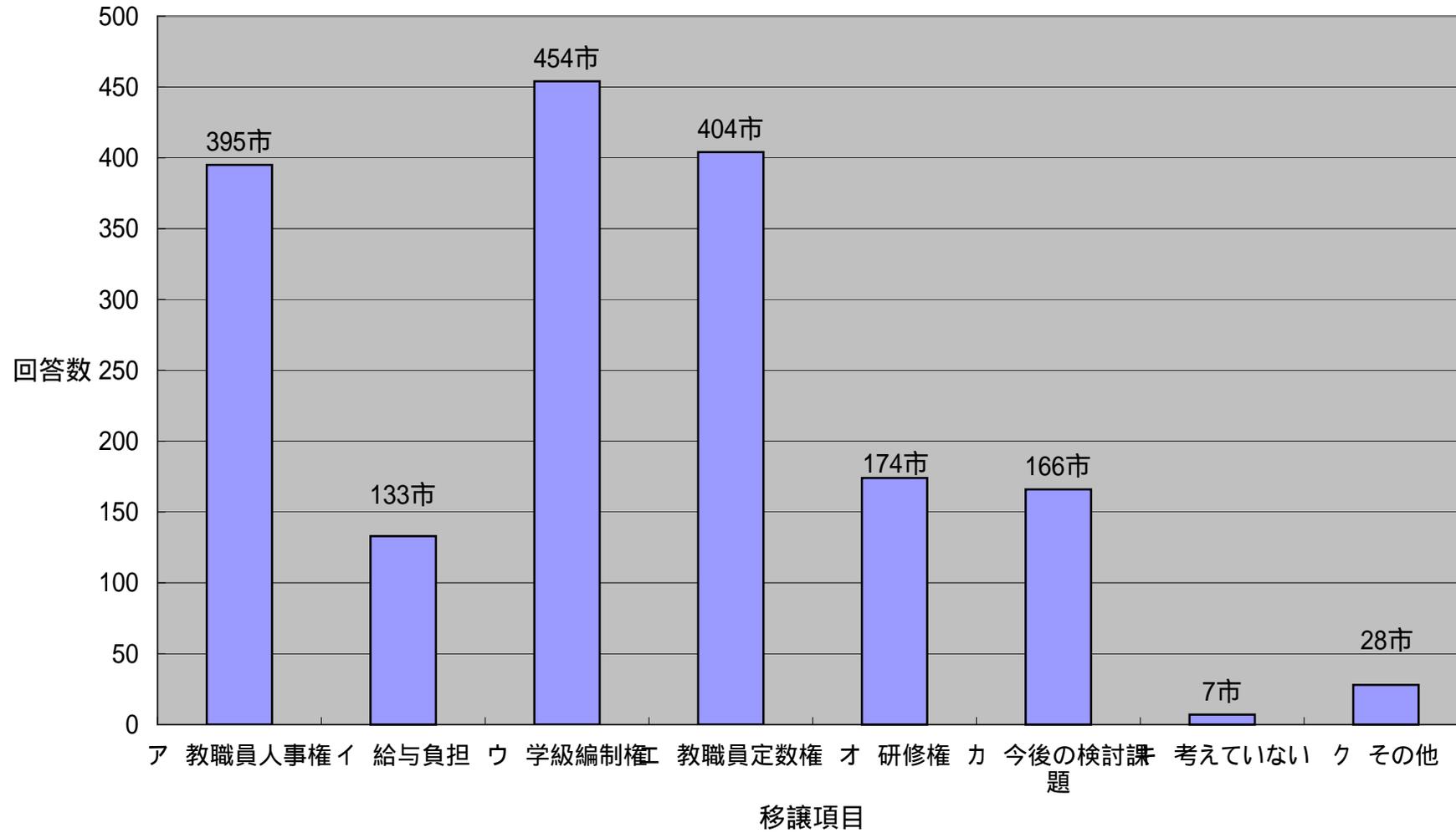
教育行政において、国と地方は、対等・協力の関係になったと思いますか



## 2 権限の移譲について(全体)

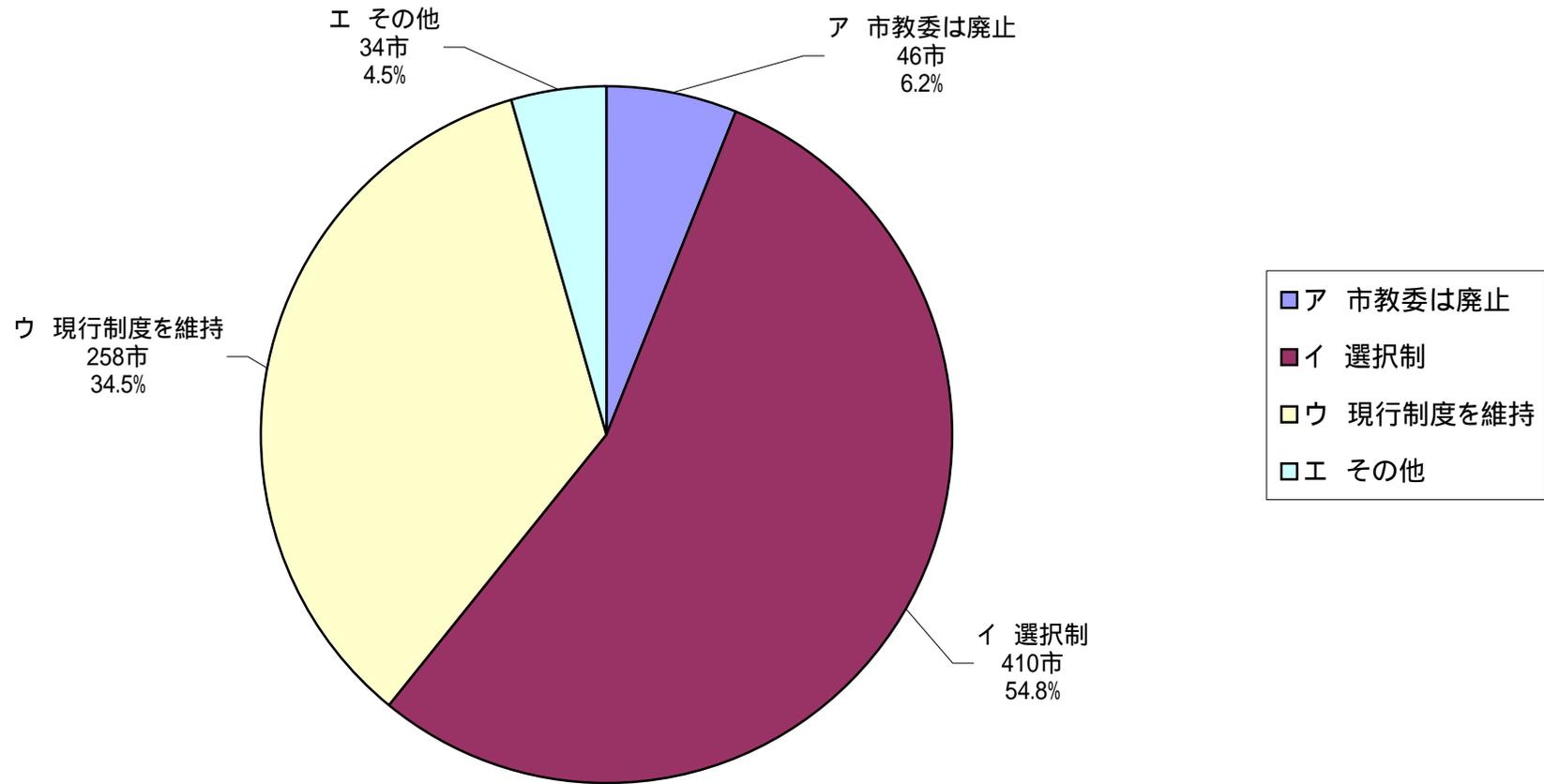
どの権限が貴市へ移譲されるべきと考えますか

全市802市中748市から回答



### 3(1) 市教育委員会について(全体)

全市802市中748市から回答



### 3(2) 都道府県教育委員会について(全体)

全市802市中748市から回答

